

平成 31 年度新幹線鉄道騒音・振動測定計画

1 目的

新幹線鉄道沿線地域における騒音・振動について、環境基本法第 16 条の規定に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）に規定する環境基準の達成状況を把握するとともに、地域指定の見直しするための基礎資料を得ることを目的とする。

2 測定地点

平成 31 年度に測定を実施する地点及び騒音の環境基準を表 1 に示す。

なお、振動の指針値は 70dB 以下である（S51.3 環境庁「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」）。

表 1 測定地点及び環境基準

No.	測定場所		用途地域の区分	類型	環境基準
1	一関市	一関市要害	第一種住居地域	I	70dB 以下
2	花巻市	花巻市矢沢第 7 地割	—	II	75dB 以下
3	紫波町	紫波郡紫波町日詰西五丁目	第一種住居地域	I	70dB 以下
4	矢巾町	紫波郡矢巾町北矢幅第 3 地割	—	II	75dB 以下
5	盛岡市	盛岡市厨川四丁目	工業地域	II	75dB 以下
6	滝沢市	滝沢市葉の木沢山	第一種住居地域	I	70dB 以下
7	盛岡市	盛岡市洺民字山屋	—	II	75dB 以下
8	岩手町	岩手郡岩手町五日市第 10 地割	第一種住居地域	I	70dB 以下
9	一戸町	二戸郡一戸町鳥越	—	II	75dB 以下
10	二戸市	二戸市米沢下平	—	II	75dB 以下

3 測定方法

新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成 27 年 10 月環境省）に準じて実施する。

盛岡以南では、連続で通過した 20～25 本について測定を実施する。また、盛岡以北では、通過本数が少ないことから、連続 6 時間程度、10～15 本の測定を行う。

測定の位置は、騒音は軌道中心から 25m 離れた地点、振動は 12.5m の地点とする（平成 27 年度までは、騒音は 12.5m、25m、50m 及び 100m の 4 地点としていたが、平成 28 年度からは上記評価マニュアルに合わせて、25m 地点のみとしている。振動の測定位置は、変更なし。）。

4 その他

本計画策定時と異なる状況が判明した場合、随時、測定地点の追加・削除等を行い、新幹線鉄道騒音・振動測定を実施する。